

令和6年度 第9回

上島町農業委員会
議 事 録

令和6年12月13日

開 会		令和6年12月13日 16時30分		
閉 会		令和6年12月13日 17時05分		
開 催 場 所		上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現 地 見 回 り	日 時	① 11/29 14:00	② 12/3 10:00	③ 12/3 14:00
		④ 12/3 16:00		
	農 業 委 員 推 進 委 員	① 児玉 昭一 委員	② 村上 啓祥 委員	③ 古本 貢 委員
		④ 仲平 まゆみ 委員		
	事 務 局	①～④ 田名後高広		
出 席 委 員		古本 貢 委員	小西 佳子 委員	西原 邦彦 委員
		砂川 正治 委員	仲平 まゆみ 委員	田中 一富 委員
		村上 穂 委員	竹川 修 委員	児玉 昭一 委員
		平岡 修 委員	岡辺 恒一 委員	濱本 等 委員
		村上 啓祥 委員	青木 俊樹 委員	
欠 席 委 員		森本 隆人 委員		
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 氏 名	黒瀬 智貴		松浦 孝志	田名後 高広
	村上 晃子			
議 事 録 署 名 人		小西 佳子 委員	村上 穂 委員	
議 事 の 概 要		日程第1	会議録署名委員の指名について	
		第1号議案	農地法第3条許可申請について(弓削下弓削)	
		第2号議案	農用地利用集積計画(案)の諮問について(岩城)	
		第3号議案	農用地利用集積計画(案)の諮問について(岩城)	
		第4号議案	農用地利用集積計画(案)の諮問について(岩城)	
		第5号議案	農地法第3条許可申請について(岩城)	
		その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より、令和6年度第9回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、森本推進委員が欠席となっています。本日の出席委員数は、農業委員 8 名、推進委員6名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。小西委員、村上穂委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農地法第3条申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された村上啓祥委員の説明を求めます。
	村上啓委員	12月3日水曜日、事務局と弓削町藤谷の現地に行ってきました。現地からは家、松原海水浴場、豊島が一望できる景色の良いところでありました。地番326の97㎡、604の129㎡、823の53㎡合計279㎡については、取得後も野菜を耕作するとのことでしたので、議案第1号については異議はないと思います。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わります。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
		(全員挙手)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議長	全員賛成という事で許可といたします。
第 2 号議案	議長	それでは議案審議に入ります。第 2 号議案、農用地利用集積計画(案)について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第 2 号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認は私から説明いたします。
	議長	12 月 3 日に事務局と現地確認したんですが、写真にありますように現在、荒廃とまではいかないんですが、住宅が写っているんですが、この住宅も購入されて、ここも利用されるという事で、住宅も含めて周りに園地を利用するという状況になっていますので、現在は住宅の整備が主にしています。それが終わった後、園地の方も耕作していくという事で、ちょうどご本人が来られていて説明してくれました。別に支障はないと思います。以上です。
審 議	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議長	それでは、第 2 号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、町から諮問された第 2 号議案に係る計画(案)が適切である旨答申します。
第 3 号議案	議長	それでは議案審議に入ります。第 3 号議案、農用地利用集積計画(案)について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第 3 号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された、仲平委員の説明を求めます。
	仲平委員	12 月 3 日の夕方、事務局と現地確認に行ってまいりました。こちらはもう、レモンの成木園で、実も生ってしまっていて、すぐにでも収穫ができるような園

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		地です。一部には古くなって枯れかかっている木もありますが、おおむね良好な状態です。日当たりもいいですし、園地が道路に面していますので車も寄せられますので良い園地だと思います。特に問題はないと思います。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見。ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、町から諮問された第3号議案に係る計画(案)が適切である旨答申します。
第4号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第4号議案、農用地利用集積計画(案)について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第4号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された児玉委員の説明を求めます。
	児玉委員	12月3日、事務局と現地確認に行きました。品目はレモンですね。大体、10年ぐらいの成木です。健康そうであって、果実も果皮がきれいな実がたくさん生っています。栽培状況は良好です。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、町から諮問された第4号議案に係る計画(案)が適切である旨答申します。
第5号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第5号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようと

[illegible]

